

2023年8月

フェアコンサルティンググループは、世界 19 カ国/地域・33 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)



インドの会計基準

インドにおいて従来より使用されている会計基準は Accounting Standards (AS) であるため一般的な会社は AS に従って計算書類等の作成を行っておりましたが、グローバル化に伴い 2011 年ごろより国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards) <IFRS>により近い会計基準の適用が必要だと認識され始めました。2014 年の予算案の中で、Indian Accounting Standards (IND-AS) の適用が提案され、2015-16 会計年度からインド企業が新しいインド会計基準 (IND-AS) を自主的に採用する事が推奨されました。IND-AS は、IFRS に可能な限り近づけた会計基準となりました。その後は公開会社から強制適用となり、段階を踏んで強制適用範囲を広げることになりました。IFRS 自体は海外の親会社の報告などに使用されることはありますが、インド国内において適用が義務とはなっていません。

開示面において AS は会計方針の開示が主な内容となっていますが、IND-AS は財務諸表等の開示なども範囲に含まれ、全体的に IND-AS の方が扱う範囲が広いので 2 つを完全に比較することは出来ません。例えば IND-AS では必要な財務諸表を、例えば貸借対照表、損益計算書、株主資本変動書、キャッシュフロー計算書などを定義していますが、AS では特に記載されていません。また IND-AS は IFRS を参考に作成されていますが、こちらも異なる部分はあります。全てを列挙することは難しいですが、例えば IFRS では損益及びその他の包括利益計算書を 2 つのセクションに区分して表示することができますが、IND-AS では認められていなかったり、IFRS では個々の企業に対し財務諸表のタイトルを異なる用語で表示する選択肢を与えていますが、IND-AS では全ての企業が同じ用語を使用するなど様々な違いがあります。

現在 IND-AS の適用義務は ①インド国内外の証券取引所に上場あるいは上場手続き中の企業 ②純資産が 25 億 INR 以上の非上場企業 ③これらの会社の親会社、子会社、関連会社、合併会社となっております。今のところ中小企業取引所に上場している企業は適用の義務はなく、金融機関や、保険会社の適用範囲や適用時期に関しては別の基準が設けられています。

IND-AS の採用によりインドの会計基準はより IFRS に近づき、財務諸表の透明性と比較可能性が向上しました。採用コストや規制上のハードルなどそれなりの課題があるものの、メリットは大きく、インド企業がグローバル市場で競争力を維持するためには、IFRS ベースの会計基準の採用が不可欠です。

Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） y.iwase@faircongrp.com

今井 美紗子（コンサルタント） fu.imai@faircongrp.com

インドネシア

1. 経済法令

有形資産および無形資産の減価償却の計算『PMK 2023 年 第 72 号』

政府は、2021 年の税制調和法第 7 号に基づく有形資産および無形資産の減価償却に関する規定を実行するため、2023 年 8 月 1 日から有効な財務省規則 2023 年 第 72 号（以下、『PMK 72』）を公式に発令した。以下は、その要点である。

- 20 年を超える耐用年数を有する建物の減価償却

建物は、常設建物（耐用年数 20 年）と非常設建物（耐用年数 10 年）に分類される。耐用年数が 20 年を超える建物を所有する納税者は、実際の耐用年数に基づく減価償却を選択することができる。常設建物に対して実際の耐用年数に基づく減価償却を適用するためには、税務当局に 2024 年 4 月 30 日までに通知を行う必要がある。この規定は会計年度 2022 年以降に所得した建物のみを対象とする。

- 修繕費による償却

1 年以上の耐用年数を有する有形固定資産の修繕費は、償却によって費用化される。これらの費用は、有形固定資産の簿価に加算される。修繕が耐用年数を延ばす効果がない場合には、償却は有形固定資産の残存簿価に基づいて行われる。修繕が耐用年数を延ばす効果がある場合、償却は残存簿価に修繕による延長を加えた残りの耐用年数に基づいて行われ、該当する有形固定資産の分類の耐用年数を超えない範囲で行われる。

- 保険金による賠償

資産の譲渡、処分、および保険金による賠償を受ける場合、譲渡または撤回された資産の簿価が損失として認識される。享受または獲得した売却価格および保険金の額は収益として認識される。

- 20年を超える耐用年数を有する無形資産の償却

常設建物の規定と同様に、20年を超える耐用年数を有する無形資産を所有する納税者は、実際の耐用年数に基づいて償却を行う権利が付与される。税務当局に、実際の耐用年数を適用することに関する必要な通知をまだ行っていない納税者に対しては、2024年4月30日までに行わなければならない

- ソフトウェアの償却

ソフトウェアは、特化型アプリケーションおよび汎用アプリケーションという2つのカテゴリーに分けることができる。特化型アプリケーションは、管理システムの自動化や特定のビジネスタスク、活動向けに特に設計されたプログラムである。特化型アプリケーションの償却期間は、減価償却分類1に従い、4年の耐用年数に基づいて計算される。一方、汎用アプリケーションは一般的な端末で使用し、さまざまなタスクを処理するためのプログラムであり、汎用アプリケーションに関連する費用は、発生した際に経費として認識されるか、または年度ごとの定常的な運用費として一括計上される。

- 特定業種における償却

特定の業種として、森林業、多年生植物の栽培業、および畜産業が含まれている。栽培・畜産は、植え付けまたは育成後1年以上で収益を生み出すものと、1年以内で収益を生み出すものの2つに分類される。収益を得るのに1年以上かかる場合、森林業および多年生植物の栽培業に対する償却では4年間の償却期間が適用され、畜産業では2年間の償却期間が適用される。1年以内に収益を得られる畜産業については、償却を一括で認識するか、最大4年間で認識することができる。

2. 経済・社会ニュース

【2024年の世界経済展望】

2024年、インドネシア政府は発展途上国によるグローバル経済の改善を期待している。発展途上国は、低インフレ率と世界的な金融引き締め政策が有益と見込まれている。インフレは緩和傾向にありつつも、米国を含む多くの主要国は高金利政策を維持する可能性がある。中国の2024年の成長は、コロナ後の課題により鈍化する可能性がある。IMFと世界銀行は、それぞれ4.5%と4.6%の成長を予測している。アメリカは金融政策の引き締めと高インフレに直面し、経済減速が予想されている。一方、インドは国内消費と製造業の発展に支えられ、6%以上の堅調な成長が期待されている。

インドネシアは2024年に5.2%の成長を目指しており、これは世界経済の不況にわずかに影響を受けるものと考えられる。インドネシア政府は、2024年までにインフレ率を2.8%に抑え、1米ドルあたり15,000ルピアの為替レートを目指し、10年政府証券の利子率を6.7%と予定し、マクロ経済の安定を維持することを目標としている。

【経済協力開発機構（OECD）、インドネシアの加盟要請に好意的な回答】

インドネシアはその人口構造の利点を活かし、高所得国としての地位を目指している。OECD への加盟は、国内の構造改革を支援し、政策の効率化を促進し、国際的な参加を可能にし、インドネシアの評判と投資家の信頼を向上させる。現在、ブラジル、中国、インド、南アフリカと共に、インドネシアは OECD の主要なパートナーとして位置している。OECD は 38 の加盟国を有し、インドネシアは上中所得国に分類されている。インドネシアと OECD の協力は、「フレームワーク合意方式（Framework Cooperation Agreement、FCA）」と「共同作業プログラム（Joint Work Program、JWP）」によって規定されており、マクロ経済政策、税制遵守、ビジネス環境、人的資本、持続可能な発展など、さまざまな領域をカバーしている。

【政府、物品税の課税対象拡大を検討】

2018 年、インドネシアの人口の 61.3%が、パッケージ入りや自家製を含む甘い飲料を定期的に摂取しており、肥満と糖尿病の増加につながっていることが分かった。この問題に対処するため、政府は甘味料入りの即席飲料と濃縮飲料（砂糖や甘味のある粉末飲料、シロップ、練乳を含む）に課税する計画（MBDK）を進めている。CISDI（インドネシア戦略開発イニシアティブセンター）の研究によれば、20%の課税導入により、消費が 17.5%減少する見込みである。MBDK の課税は、2024 年にインドネシアで実施予定で、関税総局による具体的な税率はまだ確定していないが、年間国家歳入はインドネシアルピアで 3.6 兆ルピアに達する可能性がある。

マレーシアではリットルあたり 1,518 ルピア、ブルネイ・ダルサラームではリットルあたり 4,252 ルピア、フィリピンではリットルあたり 4,555 から 9,111 ルピアの課税を導入しており、他のいくつかの東南アジア諸国も MBDK に対する課税を導入している。

【大気汚染対策のため、首都で新たな車両規制検討】

ジャカルタ首都圏の悪化する大気汚染に対処するため、インドネシア政府は首都内の車両乗り入れを制限する「4 in 1」政策の導入を検討中。この政策では、4 人以上の乗客を載せていない車両の通行に制約を設ける予定である。「4 in 1」政策は、以前の「3 in 1」政策の後継となる。旧規定は特定の地域と時間帯で 3 人未満の乗客を乗せた自家用車の進入を制限していた。また、政府は電気自動車（EV）の普及を促進するため、PLN（国営電力公社）に充電ステーションの迅速な建設を要請した。

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62-21-570-6215

加藤 寛（日本国公認会計士） hi.kato@faircongrp.com

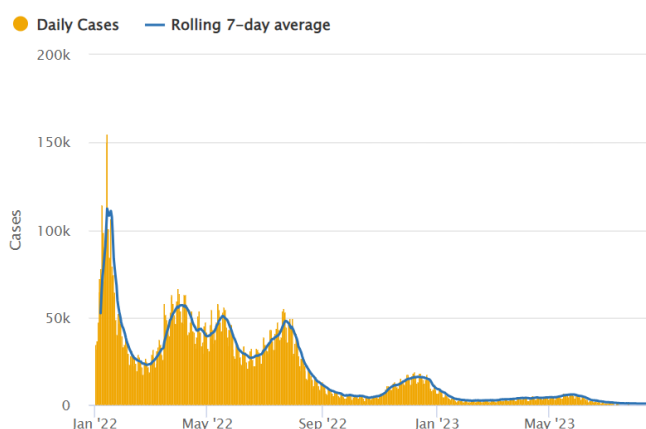
Pahala Alexandra Lumbantoruan（Alex、コンサルタント） alexandra@faircongrp.com

オーストラリア

1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（8月15日時点）で 736人（直近1週間の感染者数の1日当たり平均値）となり、6月以降は減少傾向が続いています。内訳は、NSW州 304人、QLD州 144人、WA州 105人などとなっています。

COVID-19 cases and 7 day rolling average, 01 Jan 2022 to 15 Aug 2023



(出所 : Department of Health and Aged Care)

2. 国別報告開示義務（public country-by-country reporting）の適用延期発表

オーストラリア財務省は2023年6月23日、国別報告の開示義務（public country-by-country (CbC) reporting）について適用時期の延期を発表しました。以下、これまでの経緯と概要を解説します。

- オーストラリア財務省は2023年4月6日、多国籍企業の税務に係る透明性についての法案（「Multinational tax transparency」）を公表（注1）
- 当法案には、国別報告の開示義務（public country-by-country (CbC) reporting）に関する内容（詳細下記）が含まれていた
- 当法案は、2022年10月25日に発表された2022-23年度の連邦予算案の一部として提案されていたもの（Multinational Tax Integrity Package）

- 当法案では、年間グローバル収益が10億豪ドル以上の他国籍企業グループに対し、以下の情報の開示を要求していた（国ごとにグループレベルで）
 - ✓ 主な事業活動の内容
 - ✓ 従業員数
 - ✓ 関連者/非関連者からの収益
 - ✓ 関連者からの費用
 - ✓ 税引前利益
 - ✓ 有形/無形資産の明細（評価額含む）
 - ✓ 法人税額（支払額/未払計上額）
 - ✓ 実効税率/税率差異の理由
 - ✓ 上記の計算・表示に使用した通貨 など
- 当法案では、当初 2023 年 7 月 1 日からの適用が提案されていたが、12 ヶ月延期し 2024 年 7 月 1 日からの適用とすることが、2023 年 6 月 23 日にオーストラリア財務省より発表された（注 2）
- 当該延期の理由としては、EU における同様の開示義務の開始時期との整合性を図り、協議により多くの時間をかけることとされている

（注 1） <https://treasury.gov.au/consultation/c2023-383896>

（注 2） <https://treasury.gov.au/sites/default/files/2023-06/410898-mne-sum-oc.pdf>

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士） sh.sanuki@faircongrp.com

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）



hi.torii@faircongrp.com

YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>

シンガポール

シンガポールにおけるGST税率引き上げについて

シンガポールでは、必要不可欠な社会福祉サービスの充実のため、GST 税率が 2023 年 1 月 1 日に 7% から 8% へ、さらに 2024 年 1 月 1 日に 9% へと引き上げられます。新 GST 税率への移行に際しては、過渡的な対応や誤った GST 処理に対する罰則をはじめ、新制度への理解と順守が必要となります。

1. 価格表示とコンプライアンス

一般消費者向けの販売に際しては、規模や業種に関係なく、GST を含んだ価格を表示する必要がありますが、GST 税率の引き上げを利用して、商品価格等を不当に上昇させる行為は否定されており、このような行為に対しては、CAP (Committee Against Profiteering) が調査を行うものとされます。値上げに際しては、企業は透明性を保つべきであり、以下のような点の消費者への説明が例示されています。

- ・ 値上げの実施理由
- ・ 値上げの日付
- ・ 値上げ前後の価格

2. 請求内容の誤り

IRAS (Inland Revenue Authority of Singapore) は、2024 年 1 月 1 日からの 2 度目の GST 税率引き上げに際して、下記のような避けるべきエラー事例を示しています。

(エラー事例①) 2024 年 1 月 1 日以前の取引に対して 9% で請求

2023 年に受領した支払には 8% の GST が課され、これは商品・サービスの引き渡しが 2024 年 1 月 1 日以降であっても同様となる。このようなエラーを回避するには、会計・請求書発行システム、小売管理システム、POS システム等の設定を確認する必要がある。

(エラー事例②) 2024 年 1 月 1 日以降の取引に対して 8% で請求/表示

複数チャネルの販売形態があったとしても 2024 年 1 月 1 日以降の取引については、9% の GST が課されることを確認する必要がある。

(エラー事例③) GST 金額は正しく計算されているが、Tax Invoice 上に誤った税率が表記

Tax invoice の GST 計算は正しく行われているが、表記のみ 8%/9%が不適切な表示となる。このようなエラーを回避するには、領収書や請求書を発行する際に正しい GST 率が反映されているかをチェックする必要があり、9%の GST 税率が導入される前にシステムやプロセスをテストすることが望ましい。

Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄 (日本国公認会計士/公認内部監査人) ya.michinaka@faircongrp.com

伊藤 潤哉 (日本国公認会計士) ju.ito@faircongrp.com



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>



BOI に係る外国人土地所有恩典の追加条件について

通常、外国人がタイ国内の土地を購入することは土地法で禁止されているが、例外的に、BOI 企業または IEAT 等により許可された企業は土地の所有を認められている。

2023 年 6 月 23 日付で投資委員会 (BOI) は Por.10/2566 号を公布し、BOI 企業がオフィスや住居を設立するための土地所有権を付与するための追加条件について発表した。

(1 ライ = 1,600 平方メートル) (1 平方ワ = 4 平方メートル)

	従来の条件	新規追加条件
払込資本金	5,000 万バーツ以上。	BOI から土地所有の認可を受けている期間を通じて、5,000 万バーツ以上。
土地面積条件	奨励証書一枚につき、下記の土地許可所有面積とする。 <u>事務所</u> : 5 ライまでの土地	事業場用の土地所有は、奨励証書の数にかかわらず、法人事業の規模を考慮して所有許可面積を検討する。 <u>事務所</u> : 新規条件には記載がないものの、従来同様、5 ライまでの土地



	<p><u>外国人経営者・専門家の居住地</u> :</p> <p>10 ライまでの土地</p> <p><u>労働者の居住地</u> :</p> <p>20 ライまでの土地</p>	<p><u>外国人経営者・専門家の住居地</u> :</p> <p>一家族につき 100 平方ワームまで、各土地の隣接面積は 1 ライまで、払込資本金 5,000 万パーツにつき 1 ライを上限とし、総面積 10 ライまでの土地</p> <p><u>労働者の住居地</u> :</p> <p>従業員 300 人当たり 1 ライまで、払込資本金 5,000 万パーツにつき 1 ライを上限とし、総面積 20 ライまでの土地</p>
会社と住居地の距離	規定なし。	居住地が事業所の敷地から 50Km 以内であること。

今回発表された、その他の条件は下記の通りである。

- BOI で許可されている目的以外の使用は不可とする。
- BOI が当該土地を調査する場合、企業は BOI 担当官に協力する必要がある。
- 上記条件に当てはまらない等理由で被奨励者として失格した場合、BOI から条件不履行の通知を受け取った日から 1 年以内に土地の売却または譲渡をしなければならない。

投資委員会布告 第 Por.10/2566 号

https://www.boi.go.th/upload/content/por10_2566_649a456b191b3.pdf

Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road,
Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

子田 俊之 (日本国公認会計士) to.kota@faircongrp.com

山本 有里子 (コンサルタント) yu.yamamoto@faircongrp.com

ニュージーランド

1. ニュージーランド総選挙(2023年10月14日)

2023年10月14日、次期4年間のニュージーランド議会の代議員議員120名を選出するための総選挙が行われます。投票の受付期間は2023年10月2日から10月14日までとなり、投票には有権者登録(Enrollment)が必要となりますので、ご注意ください。現時点での支持率は、トップに国民党(National)36%、次に労働党(Labour)28%となっております(RNZ News 記事より)。また、国民は、インフレ・住宅価格高騰への対策や、犯罪率上昇に対する対策への関心が高いため、これらのトピックスを中心に、今後も各政党からの様々な政策案が議論・発表されると考えられます。

2. 一部ニュージーランド企業に対する、気候・環境問題に関する情報の開示、レポートの提出要件の発表(2024年以降)

2024年以降、一部ニュージーランド企業は、1年に1度、気候・環境問題に関する情報の開示・レポートを、ニュージーランド法務局(NZ Companies Office)へ提出する必要があります。該当する企業(Climate Reporting Entities)の要件は、以下の通りとなります。

- NZD6,000万ドル(日本円で約52億円)を超える資本または債券を保有する上場企業
- 総資産がNZD10億ドル(日本円で約867億円)を超える銀行、信用組合、住宅金融公庫
- 認可を受けた保険会社で、総資産がNZD10億ドル(日本円で約867億円)を超える場合、もしくは保険収入が年間NZD2億5,000万ドル(日本円で約217億円)を超える場合
- 総資産がNZD10億ドル(日本円で約867億円)を超える投資スキームの管理者

※上記の日本円での表記は、1NZD=86.65円の為替レートの場合となります。

上記の要件に当てはまる企業は、年度決算の締め日から4か月以内に必要情報・書類を法務局へ提出する必要があります。

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

花本 聡子(準オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士) sa.hanamoto@faircongrp.com

 フィリピン**1. フィリピン移民局 eServices 運用開始**

2023 年 7 月 12 日、フィリピン移民局(BI: Bureau of Immigration)は、フィリピン観光庁(DOT: Department of Tourism)とともに eService の運用を開始したと公表した。eServices では、外国人の BI への年次申告(Annual Report)、9A(観光)ビザの延長申請や Emigration Clearance Certificate(ECC)の申請が可能となる。フィリピンへ渡航する外国人観光客の増加、観光産業の活性化を狙いとされている。

eServices : <https://e-services.immigration.gov.ph>

2. Notice to Issue Receipt/Invoice(NIRI)の更新期限延長について

2023 年 7 月 5 日、内国歳入庁(Bureau of Internal Revenue:BIR)は歳入覚書回状(Revenue Memorandum Circular:RMC) No.75-2023 において、Notice to Issue Receipt/Invoice(NIRI)の更新期限を延長することが公表された。従来の期限は 6 月 30 日であったが当該公表を受けて 9 月 30 日まで延長されている。

NIRI を取得するためには、Form S1905(Registration Update Sheet)を作成する必要がある。当該フォームは E メールにて所管の税務署(RDO:Revenue District Office)へ提出する。当該フォームのフォーマットは BIR の HP にて公表されている。なお、期日内に RDO への提出が行われなかった場合、1,000 ペソ以下の罰金が科される点に注意されたい。

3. 7 月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
7 月 4 日	SEC	通達	証券取引委員会(SEC: Securities and Exchange Commission)は、電子提出システム(EFAST: Electronic Filing and Submission Tool)開通のためのオンライン予約システムを開始した。
7 月 5 日	BIR	歳入覚書回状 RMC No.74-2023	BIR は国外からの配当に対する所得税免除のために必要な宣誓書(Sworn Statement/Declaration)の公式フォーマットを公表した。

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) yo.sugiyama@faircongrp.com大久保 匠悟 (日本公認会計士) sho.okubo@faircongrp.com渡邊 悠 ha.watanabe@faircongrp.com **ベトナム****「付加価値税 (VAT) の一時的な減税」**

ベトナム政府は、政令第 44/2023/ND-CP 号 (2023 年 6 月 30 日付) に基づき、下記の減税を決定しています。

対象期間	2023 年 7 月 1 日～2023 年 12 月 31 日 ※2024 年 1 月以降に適用される税率はまだ公式発表されていません。
減税対象	物品、サービスに適用される VAT 税率が、10% (標準税率) から 8%に変更
適用外	下記については VAT 減税の対象外となります。 例：通信、ファイナンス、バンキング、証券、保健、不動産、メタル、鉱業 (石炭除く)、コーク、化学品、石油精製製品など。 ※HS コードを基に、減税対象であるか否か確認可能となります。

※ベトナム付加価値税 (VAT : Value Added Tax) の概要、税率

(1) 概要

基礎	・物品・サービスの取引額が課税対象 ・間接税 (税金を負担するもの≠納税義務者)
納税義務者	ベトナムにおいて課税対象となるモノ又はサービスの製造、流通及び輸入を行う組織又は個人
税金負担者	最終消費者など
税率	標準税率 10% (0%、5%の品目もある)
申告納税	月次または四半期 (確定申告は無い) *輸出加工企業 (EPE : Export Processing Enterprises) は原則として、 VAT 申告納税義務無し
計算方式	① 控除方式 : 売上 VAT-仕入 VAT = 納税額 (還付の可能性有) ② 直接方式 : 課税売上金額×みなし税率 = 納税額

還付申請	① 輸出企業の生産開始前の仕入 VAT に対する還付 ② 輸出売上から生じた仕入 VAT の還付
インボイス	原則、電子インボイスを使用。インボイス番号及び数量を税務当局に登録必須

(2) 税率

税率	適用取引
0%	【輸出取引】 輸出品、輸出サービス（輸出加工企業（区）への販売を含む。） その他の物品及びサービス（国際輸出、航空・海上サービス等）
5%	【特定の必需品／必需サービス】 水（ミネラルウォーター除く）、未加工又は半加工の水産品、生鮮食品、医療器具、補助教材、科学技術に関するサービスなど
10%	【標準税率】 物品・サービスで、0%又は5%の課税対象とされていないもの 申告が不要とされる品目又は非課税品目とされていないもの
非課税	【社会政策的配慮等】 教育サービス、土地使用权譲渡、ソフトウェア販売、ソフトウェアサービス、クレジットサービス、証券取引、外国為替取引、医療サービス、介護サービス、公共交通機関、教科書・新聞・雑誌等の出版・輸入・発行、国営ラジオ・テレビ放送など

Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To St, Hoan Kiem Dist., Hanoi

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔（日本国公認会計士） da.ishii@faircongrp.com

奥迫 一樹（コンサルタント） ka.okusako@faircongrp.com

■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美（豪州公認会計士） hi.fujiwara@faircongrp.com

マレーシア

2023年2月24日にマレーシア財務省により発出された2023年度税制改正案により提案されていた制度のうち、e-Invoice（電子インボイス制度）の導入ガイドラインが発表されましたので共有します。

1. e-Invoice の導入目的について

デジタル経済の発展を促すため、マレーシア政府は税務管理効率性の観点から e-Invoice を導入するとしています。また企業にとっても、取引文書を自動で取りこみ、税務当局宛の報告を電子データにより行うことで、時間の節約とヒューマンエラーの抑止が図れ、かつ税務申告システムとも統合されることで、効率的・正確な税務申告が可能になることでベネフィットを得られるとしています。中小企業（MSMEs）には段階的な導入スケジュールを組むことで、確実に適応できるよう整備し、混乱を軽減するとしています。

2. e-Invoice とは

e-Invoice は、従来のインボイスと同じ情報、つまりサプライヤー等の詳細情報、取引対象の内容（商・製品・サービス等）、数量、単価、税額、請求総額等を含むとしています。

また、税務当局（IRBM）のシステムで自動認識されるよう、以下のフォーマットによる必要があるとされています。

- XML
 - JSON
- ※ PDF, DOC, JPG 等は認められません。

3. e-Invoice がカバーする取引タイプについて

e-Invoice は典型的タイプの取引をカバーします。つまり、B2B（Business-to-Business）、B2C（Business-to-Consumer）、B2G（Business-to-Government）のいずれの取引も e-Invoice で対応可能としています。これには、モノの販売のみならず、サービスの販売もカバーされます。その他、個人間取引についてもカバーされますが、詳細は現状明らかにされておらず、これに関するガイドラインは別途発表するとされています。また、B2C タイプの取引のうち、特定タイプの取引についてサプライヤー側は現状の運用を踏襲し、従来の通常レシート・請求書の発行が認められる予定ですが、将来的にはこれも e-Invoice の対象にするとされています。この場合、最終消費者との取引を補足するために、統合した e-Invoice を発行する必要があるとしています。これに関するガイドラインも別途発表するとされています。

4. e-Invoice の種類について

e-Invoice は、収入もしくは費用の証明として利用できます。発行されるインボイスは以下の種類を想定しています。

- Invoice：取引明細を示す商業書類で、サプライヤーとバイヤー間で発行されます。

- Credit Note：既に発行された Invoice の修正やディスカウント、返品等の際に、元の Invoice の金額を減額する意図で発行されます。
- Debit Note：既に発行された Invoice に対する追加チャージをする際に発行されます。
- Refund：バイヤーの入金を返金した場合に、当該返金の確証として発行されます。

5. E-Invoice の導入スケジュールについて

e-Invoice の導入スケジュールは以下の通りです。

タイミング	対象会社
2024 年 6 月 1 日	年間売上 100 百万リンギット超の会社
2025 年 1 月 1 日	年間売上 50 百万リンギット超の会社
2026 年 1 月 1 日	年間売上 25 百万リンギット超の会社
2027 年 1 月 1 日	全ての会社及び非商用取引

e-Invoice 導入スケジュールにおける年間売上は以下のように判断されます。

- 監査報告書がある場合…2022 年度の監査済み財務諸表の年間売上
- 監査報告書がない場合…2022 年度の法人税申告書類にて確認できる年間売上
- 2022 年度に会計期間を変更した場合…按分計算により把握された 12 か月分売上

従って、2022 年度以降で売上が変化したとしても、あくまで 2022 年度分の売上高を基準に上記の導入スケジュールが決定されますのでご注意ください。

2023 年度以降に事業を開始する場合は、2027 年 1 月 1 日からの e-Invoice 制度適用になり、これに関するガイドラインも別途発表するとされています。

Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

松本 健太朗 (日本国公認会計士) ke.matsumoto@faircongrp.com

池田 莉菜 (日本国公認会計士) ri.ikeda@faircongrp.com

【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 grm@faircongrp.com

YouTube チャンネルでも、情報発信しています。チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター-東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター-東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。